

長野県ウクライナ避難民に対する生活支援金支給要綱

令和4年10月12日付け4国際第48号

令和5年4月1日一部改正

令和6年1月4日一部改正

令和6年4月1日一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、ロシアによるウクライナ侵略で、避難を余儀なくされた者の生活を支援するため、予算の範囲内において、生活支援金（以下「支援金」という。）を支給することについて必要な事項を定める。

(支給対象者)

第2条 支援金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 令和4年2月24日のロシアによるウクライナ侵略以降に、ウクライナから日本へ避難し、日本国政府から「ウクライナ避難民であることの証明書」の発給を受けた者等、ウクライナからの避難民であることが確認できる書類を有する者（以下「ウクライナ避難民」という。）
- (2) 長野県内に住民登録し、居住する者

(支給額)

第3条 支給額は、一人当たり10万円とする。

- 2 前項に定めるもののほか、特段の事情により知事が必要と認める場合には、別に定める額を追加的に支給することができる。

(支給申請)

第4条 前条第1項に規定する支援金の支給を受けようとする者は支給申請書（様式第1号）に、同条第2項に規定する支援金の支給を受けようとする者は追加支給申請書（様式第2号）に、それぞれ必要な添付書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、令和7年3月31日までに行わなければならない。

(支給決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請が適当と認めるときは、支給決定通知書（様式第3号）により申請者に支給の決定を通知するものとする。

- 2 前項の支給の決定には、必要に応じて条件を付すことができる。

- 3 知事は、前条の規定による申請が不適当と認めるときは、不支給決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(支給)

第6条 知事は、前条の規定による支給の決定をした場合には、速やかに支援金を支給する

ものとする。

(支給決定の取消し)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給決定を取り消すことができる。

- (1) 受給者が偽りその他不正の手段により生活支援金の支給を受けたとき。
- (2) その他知事が適当でないと認めるとき。

(返還)

第8条 知事は、前条の規定に基づき支援金に係る支給の決定を取り消したときは、期限を定めて、支給決定取消・返還通知書(様式第5号)により、支給の決定を取り消された者に対して、支援金の全額を返還させるものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。